

京都大学	博士（法学）	氏名	角田伸広
論文題目	移転価格税制における所得相応性基準の適用について —BEPSへの対抗措置「移転価格税制と価値創造の一致」に係る考察—		
（論文内容の要旨） 本論文は、移転価格税制における所得相応性基準の適用について、税源浸食と利益移転（BEPS）に係る最終報告書での勧告が、従来の米国での適用を超えるものではないかとの疑問を考察の端緒として、所得相応性基準適用に係る問題を整理し、我が国の導入において検討すべき課題を考察するものである。論文の概要は、無形資産に係る包括的定義の採用により米国での所得相応性基準の適用範囲が広がる可能性があるとの問題提起し（第1章）、BEPSへの対抗措置として価値創造に貢献した当事者への超過利益の帰属を分析した上で（第2章）、米国での適用における独立企業原則との整合性の確保と所得相応性基準適用に係る問題を考察し（第3章）、我が国での導入において検討すべき課題として、超過ロイヤルティの検証に係る論点を整理し（第4章）、所得相応性基準による我が国での移転価格税制適用の方向性を示唆するものとなっている（第5章）。 第1章では、グローバル企業の濫用的租税回避等によるBEPSへの対抗措置に係る最終報告書において、所得相応性基準の導入が勧告されたが、米国での医薬品業等における研究開発や営業活動から創造された無形資産の価値だけでなく、事業再編等による新しいビジネスモデル構築から創造された価値までもを対象として所得相応性基準が適用される可能性を、問題として提起している。 第2章では、BEPSへの対抗措置のひとつとして、無形資産に係る包括的定義を採用して超過利益を捕捉し、無形資産の譲渡と実施権許諾による利益を価値創造に貢献した当事者に帰属させる手法が勧告されたことを取り上げ、そこでのバリューチェーン分析において、各国課税庁が整合的に価値創造を評価することは困難であり、二国間から多国間の二重課税問題へ拡大する可能性があるとの指摘する。 第3章では、米国での裁判例に考察を加え、所得相応性基準の適用における独立企業原則との整合性の確認を行い、超過ロイヤルティの算定が困難な事例における、価格でなく利益による代替的なアプローチの採用を整理している。その上で、所得相応性基準の適用に係る諸問題を分析し、この基準が後知恵によって課税をしているという議論に対して、納税者と課税庁の情報の非対称性が深刻であれば、課税庁が後で実現した利益に基づいて納税者の予測による価格取極めを評価し直し、あるべき価格調整を推定できると論じている。ただし、取引時点で評価が困難な一定の無形資産(Hard-to-value intangibles)を対象として適用要件を厳格化していくことにより、課税関係の安定を図り、推定のための要件、更正の方法及び検討期			

間の明確化を行っていくべきであると指摘している。また、包括的定義での無形資産の特定については、各国で無形資産に係る事実認定が異なる恐れがあり、二重課税になると指摘している。さらに、バリューチェーン分析により所得相応性基準の適用が行われる可能性については、グローバル企業を一体として検証する統合アプローチの採用が、従来の米国での所得相応性基準の適用を超えるものであり、所得相応性基準に基づく定期的調整を行っていく場合、整合的な二重課税の解決がなされない可能性がある」と指摘している。

第4章では、我が国の導入において検討すべき課題が考察されている。第一に、無形資産に係る包括的定義を前提に、適用要件の設定を厳格化する場合の機能分析においては、事実認定に依存する要素が多く、課税庁による広範な判断が行われる余地が残ることが指摘されている。第二に、比較法による超過ロイヤルティの検証については、わが国での取引単位営業利益法の機械的適用により、事後調査と後知恵による課税の問題が十分に認識されないまま、無形資産価値の事後的上昇への移転価格課税が拡大する恐れがあると指摘されている。第三に、利益分割法による超過ロイヤルティの配分については、バリューチェーン分析による定期的調整を行うとすれば、例えば利益分割法の適用に係る配分キーの決定を事後的に是正できる余地を残すことにつながるが、OECDでも解決されていない問題であり、慎重に検討していくべきであると指摘されている。

第5章は、結語として、所得相応性基準による我が国での移転価格税制適用の方向性を示唆している。第一に、実質性を重視する立場から無形資産に係る包括的定義に基づく超過利益の価値創造に沿った配分を行う可能性が高まることを指摘している。第二に、BEPSへの対抗措置による超過利益の価値創造に沿った配分を所得相応性基準の適用により行うことは、これまでの米国での所得相応性基準適用を超え、極めて慎重な検討が必要であるが、特にバリューチェーン分析による利益分割法の適用は二重課税の解決が困難であり、包括的アプローチによりBEPSへ対応していくことの一環として、二重課税の解決も包括的に確保していくべきであると提言している。

(論文審査の結果の要旨)

移転価格税制における所得相応性基準の適用については、1986年に米国において初めて導入されて以来、我が国を始めとする世界各国で導入が課題となってきたが、BEPS（税源侵食と利益移転）への対抗措置として、2015年にG20/OECDによる最終報告が行われ、OECD移転価格ガイドラインの改定が行われたことをうけ、我が国においても導入のための議論が本格化しており、無形資産の扱いなどの問題点が表出している。所得相応性基準についての先行研究には、我が国でも米国の裁判例等を取り上げたものがあるが、今日の問題点が十分に考察されていたとは言い難い。本論文は、このような背景を反映し、BEPSへの対抗措置という新たな観点から、所得相応性基準導入に関する議論を本格的に展開したものであり、意欲的な試みと評価できる。

本論文は、BEPSの対抗措置での無形資産の包括的定義が、従来の無形資産への移転価格税制の適用における範囲を越えるものであり、所得相応性基準の適用においても、従来の米国での適用範囲を拡大する可能性があるという新たな視点から検討を進めており、斬新さが認められる。

検討では、①上記最終報告において、米国での医薬品業等における研究開発や営業活動から創造された無形資産の価値だけでなく、事業再編等による新たなビジネスモデルから創造された価値までもを対象として、所得相応性基準が適用される可能性があることを問題提起し、②バリューチェーン分析による所得相応性基準の適用の可能性を指摘して二重課税問題の深刻化を指摘し、③我が国の導入において検討すべき課題として、適用要件の厳格化と超過ロイヤルティの検証方法に係る論点を明らかにしている。

本論文は、米国での所得相応性基準の適用に係る裁判例の分析とOECDでのBEPSへの対抗措置策定のための議論を詳細に分析した成果であり、重要な視座を与えるものであるが、課題も残されている。

第一に、無形資産の包括的定義により捕捉すべき対象として、事業再編等による新しいビジネスモデルの構築から創造された価値を取り上げているが、具体例を示した議論が望まれる。

第二に、我が国での移転価格税制適用の方向性を示しているが、現状分析をさらに詳細に行うことが望まれる。

しかし、これらの点は解消可能であり、今後の研究の進展に期待をすべきであって、本論文の価値を貶めるものではない。

以上の理由により、本論文は、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであると認められる。

また、平成30年1月23日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。